

東大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東大阪市営住宅条例施行規則（平成 9 年東大阪市規則第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（入居者の公募の方法） 第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による入居者の公募は、公営住宅の所在地、構造、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法、入居予定時期その他必要な事項を示して、次に掲げる方法により行う。 （1） （略） （2） <u>本市又は条例第 5 4 条に規定する指定管理者のウェブサイトへの掲載</u> （3） （略） （条例第 4 1 条の 2 第 1 項の規則で定める年齢） 第 2 9 条の 2 条例第 4 1 条の 2 第 1 項の規則で定める年齢は、満 <u>4 0 歳未満</u>とする。ただし、入居者に同項に規定する監護する子どもである同居者がある場合は、この限りでない。	（入居者の公募の方法） 第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による入居者の公募は、公営住宅の所在地、構造、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法、入居予定時期その他必要な事項を示して、次に掲げる方法により行う。 （1） （略） （2） <u>本市の掲示場その他適当な場所における掲示</u> （3） （略） （条例第 4 1 条の 2 第 1 項の規則で定める年齢） 第 2 9 条の 2 条例第 4 1 条の 2 第 1 項の規則で定める年齢は、満 <u>4 0 歳以下</u>とする。ただし、入居者に同項に規定する監護する子どもである同居者がある場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。